

郡山市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成5年4月1日制定
平成6年4月1日一部改正
平成10年4月1日一部改正
平成12年4月1日一部改正
平成14年4月1日一部改正
平成15年4月1日一部改正
平成16年4月1日一部改正
平成18年7月1日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成19年7月1日一部改正
平成21年4月1日一部改正
平成23年4月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和5年4月1日一部改正

[上下水道局お客様サービス課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、法第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上及び放流水のBODが20ミリグラム毎リットル（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）及び国の定める浄化槽設置整備事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙）第3（7）に規定する環境配慮型浄化槽に適合するものをいう。

- (2) 窒素及びリン除去型浄化槽 放流水の総窒素濃度が 10 ミリグラム毎リットル以下及び放流水の総リン濃度が 1 ミリグラム毎リットル以下の機能を有する浄化槽をいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (4) 転換 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を使用している専ら人の住居の用に供する建物又は延べ面積の 2 分の 1 以上を人の住居の用に供する建物の一部又は全部を残し、増築、改築等をする場合に、その建物に当該単独処理浄化槽又は汲み取り便槽に代わって使用する浄化槽を設置することをいう。
- (5) 宅内配管工事 浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ます及び住居の敷地に隣接する側溝等までの放流管の設置工事をいう。

（補助対象地域）

第 3 条 補助の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、浄化槽法第 12 条の 4 第 1 項の規定に基づき浄化槽処理促進区域に指定した区域とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する地域は補助の対象とする。

- (1) 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 14 条の 8 第 1 項に規定する生活排水対策重点地域に指定された地域
- (2) 農業集落排水事業区域において最寄りの管路施設から宅地等との官民境界まで配管可能な最短距離が 12 メートル以上（管路の埋設にあたり、復旧に要する舗装道路がある場合は、7 メートル以上）あると認められた地域
- (3) 市長が特に必要と認めた地域

（補助対象者）

第 4 条 浄化槽本体工事の補助の対象となる者は、補助対象地域内において転換により、処理対象人員 10 人槽以下の浄化槽を設置する個人とする。ただし、湖南町の区域については、専ら人の住居の用に供する建物又は延べ面積の 2 分の 1 以上を人の住居の用に供する建物に、処理対象人員 10 人槽以下の窒素及びリン除去型浄化槽を設置する個人とする。

2 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第 5 条第 1 項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- (2) 販売目的で浄化槽付きの住宅を建築する者
- (3) 住宅を借りている者で貸人の承諾を得られないもの
- (4) 浄化槽を継続的に使用しない者
- (5) 郡山市税等に滞納がある者
- (6) 湖南町の区域において、この要綱により補助金の交付を受けて設置した窒素及びリン除去型浄化槽（設置した日の翌日から起算して 10 年を経過していないものに限る。）を廃して、新たに窒素及びリン除去型浄化槽を設置する者（市長が特に必要と認める者を除く。）
- (7) 補助事業の期間内に浄化槽の設置ができない者
- (8) 法第 21 条第 1 項若しくは第 3 項の登録又は法第 33 条第 3 項の規定による届出をしていない浄化槽工事業者の施工により浄化槽を設置する者
- (9) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める者

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助の対象となる経費は、浄化槽の設置に要する経費とし、その補助額は、別表浄化槽の設置の区分の欄に掲げる区分、同表浄化槽の規模の欄に掲げる人槽の区分及び同表補助金額の欄に掲げる区域の区分に応じ、同表補助金額の欄に定める額と浄化槽の設置に要する経費を比べ少ない方の額を限度とする。

2 転換に該当し、かつ、使用している単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を撤去する場合における補助の対象となる経費は、浄化槽の設置及び当該単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の完全撤去に要する経費とし、その場合の補助額は、別表浄化槽の設置の区分の欄に掲げる区分（転換以外の場合の区分を除く。）、同表浄化槽の規模の欄に掲げる人槽の区分及び同表補助金額の欄に掲げる区域の区分に応じ、同表補助金額の欄に定める額と浄化槽の設置に要する経費を比べ少ない方の額に、次の各号に掲げる撤去の区分に応じ、当該各号に定める額と当該単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去に要する経費を比べ少ない方の額を加えた額を限度とする。

(1) 単独処理浄化槽を撤去する場合 120,000 円

(2) 汲み取り便槽を撤去する場合 90,000 円

3 転換（家屋の構造を変える増改築を除く。）に該当し、かつ、宅内配管工事を施工する場合における補助の対象となる経費は、浄化槽の設置及び宅内配管工事に要する経費とし、その補助額は、別表浄化槽の設置の区分の単独処理浄化槽から浄化槽への転換の場合に掲げる区分、同表浄化槽の規模の欄に掲げる人槽の区分及び同表補助金額の欄に掲げる区域の区分に応じ、同表補助金額の欄に定める額と浄化槽の設置に要する経費を比べ少ない方の額に、宅内配管工事に要する費用に相当する額 300,000 円と当該宅内配管工事に要する費用を比べ少ない方の額を加えた額を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ規則第4条に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特にその必要がないと認めるものについては、その添付を省略することができる。

(1) 事業計画書（第1号様式）

(2) 収支予算書（第2号様式）

(3) 工事請負契約書の写し

(4) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証の写し

(5) 設置しようとする浄化槽の登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）

(6) 郡山市税等の納付確認による同意書（第3号様式）

(7) 撤去しようとする単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の位置図及び写真（転換に該当する場合に限る。）

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は規則第5条1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査して、補助金を交付すべきものと認めたときには速やかにその交付の決定をするものとする。

2 市長は前項の規定により補助金を交付すべきものと決定したときは、規則第7条の規定により、速やかに補助金交付決定通知書により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金を目的外に使用しないこと。

(2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第14条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特にその必要がないと認めるものについては、その添付を省略することができる。

- (1) 補助事業工事完了届(第4号様式)
- (2) 収支決算書(第5号様式)
- (3) 領収書の写し
- (4) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (5) 浄化槽保守点検業及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (6) 浄化槽設置工事の写真
- (7) 撤去した単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の写真及び産業廃棄物管理票(A票)の写し(転換に該当する場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び通知)

第11条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、第8条の規定による実績報告が提出され、審査の結果、補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

建築物の尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)改正(官報公示平成12年3月17日)以前に受理された10人槽が二世帯住宅、店舗付住宅並びに大家族(8人以上

居住) 以外の場合は、7・8人槽の人槽区分に充てるものとする。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条第 1 項ただし書きに規定する区域における補助金額については、別表浄化槽の設置の区分の欄に掲げる区分（転換以外の場合の区分を除く。）に応じ、同表補助金額の欄に定める額に、110,000 円を加えた額を限度とする。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成 23 年 12 月 19 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

（東日本大震災に係る浄化槽設置の特例）

2 東日本大震災により使用不能となった浄化槽を使用していた建物に新たな浄化槽を設置する場合、第 4 条第 2 項第 6 号の規定は適用しない。

3 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、東日本大震災により使用不能となった浄化槽を使用していた建物に新たな浄化槽を設置し、かつ、使用不能となった浄化槽を撤去する場合における補助の対象となる経費は、浄化槽の設置及び当該浄化槽の撤去に要する経費とし、その場合の補助額は、別表浄化槽の設置の区分の欄に掲げる区分（転換の場合の区分を除く。）、同表浄化槽の規模の欄に掲げる人槽の区分及び同表補助金額の欄に掲げる区域の区分に応じ、同表補助金額の欄に定める額と浄化槽の設置に要する経費を比べ少ない方の額に、60,000 円と当該浄化槽の撤去に要する経費を比べ少ない方の額を加えた額を限度とする。

4 東日本大震災により使用不能となった浄化槽を使用していた建物に新たな浄化槽を設置する場合の実績報告及び東日本大震災により使用不能となった浄化槽を撤去する場合の実績報告は、当該年度の 3 月 31 日までに提出しなければならない。

5 前 4 項の規定は、この要綱の施行の日から平成 24 年 3 月 31 日まで適用とする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

浄化槽の設置の区分	浄化槽の規模	補助金額	
		第4条第1項ただし書に規定する区域以外の区域	第4条第1項ただし書に規定する区域
転換の場合	5人槽	332,000円	822,000円
	6・7人槽	414,000円	1,112,000円
	8・10人槽	548,000円	1,586,000円
転換以外の浄化槽の設置の場合	5人槽		614,000円
	6・7人槽		853,000円
	8・10人槽		1,243,000円

備考 10人槽については二世帯住宅（台所及び浴室が2箇所以上）、店舗付住宅（10人槽相当）、大家族住宅（居住人員8人以上）並びに市長が認めるものに限る。

第1号様式（第6条関係）

事業計画書

補助事業の名称		郡山市浄化槽設置整備事業					
設置者	住所						
	氏名	(電話 - -)					
転換等	1 転換（単独処理浄化槽・汲み取り便槽） 2 転換以外						
設置浄化槽	設置場所						
	浄化槽メーカー						
	処理能力						
	処理方式						
	型式及び認定番号						
	着手・完了予定日	着手	.	.	完了	.	.
浄化槽工事施工業者	名称	(電話 - -)					
	登録番号						
	浄化槽設備士氏名						
	登録番号						
建築物	住宅等所有者	1 本人 2 共有 (人) 3 その他 ()					
	住宅の種類	1 専用住宅 (延べ面積				㎡)	
		2 店舗等併用住宅 (住居部分の面積				㎡)	
						(その他の面積	
						㎡)	
放流先	1 側溝 2 河川 3 農業用水路 4 その他 ()						
添付書類	<input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 設置場所の案内図 <input type="checkbox"/> 建築物の平面図及び浄化槽の設置位置を示す図面（配置配管図） <input type="checkbox"/> 保証登録証（市町村用） <input type="checkbox"/> 設置浄化槽の構造図 <input type="checkbox"/> 浄化槽設備士免状の写し						

第2号様式（第6条関係）

収支予算書

1 収 入

(単位:円)

項 目	予 算 額	摘 要
補 助 金		
自 己 資 金		
計		

2 支 出

(単位:円)

項 目	予 算 額	摘 要
浄化槽設置費		浄化槽本体
		埋設工事
宅内配管工事費		流入管、ます、放流管
撤去工事費		清掃、撤去、処分
諸 経 費		
消 費 税		
計		

第3号様式（第6条関係）

同意書

年 月 日

郡山市長

申請者 住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

生年月日 _____

電話番号 _____

私は、郡山市浄化槽設置整備事業補助金の申請に伴い、郡山市税等の次の税目について、納付状況(税目・税額・申告の有無等)の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

郡山市長

報告人 住所

氏名

補助事業工事完了届

年 月 日付け 郡上下サ第 号に基づく補助事業等
工事が下記のとおり完了しましたのでお届けいたします。

記

補助事業の名称	郡山市浄化槽設置整備事業
施工場所	
補助金の額	円
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

上記補助事業工事の完了を確認しました。

年 月 日

確認者・職氏名

第5号様式（第10条関係）

収支決算書

1 収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減 (△)	摘 要
補 助 金				
自 己 資 金				
計				

2 支 出

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減 (△)	摘 要
浄化槽設置費				浄化槽本体
				埋設工事
宅内配管工事費				流入管、ます、放流管
撤去工事費				清掃、撤去、処分
諸 経 費				
消 費 税				
計				

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名